

平成 19 年 度

要保護児童対策模範事業表彰について

(厚生労働省雇用均等・児童家庭局長表彰)

各自治体における、児童虐待、非行などの要保護児童対策の一層の向上を図るため、児童相談所及び市町村関係機関（要保護児童対策地域協議会又はその構成機関をいう）の行う取組が、先駆的・独創的であり、かつ、他の児童相談所や市町村関係機関の模範となるような取組を行う団体について、以下のとおり表彰することに決定しました。

応募自治体

- 1 児童相談所部門 8自治体
- 2 市町村関係機関部門 9自治体

表彰団体と取組

- 1 児童相談所部門 1児童相談所
大阪府中央子ども家庭センター非行ワーキンググループ
 - 取組 . . . 非行相談に関する取組（性加害児童への援助手法の確立）
 - 実績 . . . 性暴力相談ガイドラインの策定（平成19年3月）
・平成19年度（7月末時点）
アセスメント実施 34件
（施設入所事例7件、在宅事例27件）

性暴力を行った子どもは、他者に対して暴力行為を行ったという事実を重く受け止める必要がある一方、実際には、その子ども自身が、過去に不適切な養育環境におかれていたり、暴力を受けていた経過がある場合も少なくないとの認識から、児童福祉に携わる者として、性暴力の相談においても適切な介入や援助を行うことができるよう、性暴力に着目したアセスメントの方策や対応方法についてまとめた指針（ガイドライン）を本年3月に作成した。

ガイドライン作成後の効果としては、①継続指導中の児童においては、自らの加害行為の改善に向けて動機付けが明確になり、内省が出てきている事例がある等再発防止への効果 ②今まで非常に理解が困難であった性加害児童のアセスメントができることにより、指導のポイントが明確になり、本児童相談所のみならず、府内各児童相談所や施設職員のスキルアップにつながった。

2 市町村関係機関部門・・・ 1 機関

東京都世田谷区子ども部子ども家庭支援課児童虐待対策支援チーム、世田谷区各総合支所子ども家庭支援センター

- 取組・・・虐待の発生予防から再発防止までの支援体制に関する取組
(被虐待児への学生ボランティア派遣事業)
- 実績・・・平成18年12月～派遣開始。

平成18年度実績	11ケース延べ77回
平成19年度(7月末時点)	17ケース延べ56回

事業実施による効果として、

- ① 家庭内の状況把握が可能となり、支援が可能となった
(従来の行政による支援に対し拒否的であった家庭が、学習(学生)という切り口での支援に対して受け入れ、閉鎖的であった家庭内の状況が把握でき、介入・支援が可能となった) = 11件
- ② 被虐待児について対人関係の改善が見られるようになった
(行政職員と比べ「学生」という、子どもの年齢に近い者が支援を行うことにより、子ども本人の心理的ハードルが緩和され、話しやすい関係を持てるようになったことにより「自分の感情コントロールができるようになった」「本音が話せるようになった」などの、対人関係の改善が見られるようになった) = 6件

表彰式

表彰式は、本年11月10日、11日に熊本市で開催される「子どもの虐待防止推進全国フォーラム in くまもと」において、表彰式を開催。

取組内容の発表、問い合わせ先

受賞した団体の取組内容については、厚生労働省に於いても、全国児童相談所長会議などを通じて紹介する予定。

上記2つの取組内容の詳細に関しましては、下記に問い合わせ願います。

- ・ 非行相談に関する取組(性加害児童への援助手法の確立)

大阪府中央子ども家庭センター企画情報室長 角田 雄三
地域相談課長 赤井 計洋

- ・ 虐待の発生予防から再発防止までの支援体制に関する取組

東京都世田谷区子ども部副参事 小堀 由祈子
子ども家庭支援課子ども施策担当係長 澁田 景子